

ミニレター

あぜみち通信

* * * * *

平成26年2月1日

第158号

編集・発行：愛知県農業会議

常任会議員会議（1月）の審議状況について

1月15日に「愛知県白壁庁舎」において、農地法等に係る愛知県知事からの諮問に対する答申を審議する常任会議員会議を開催しました。

会議では、諮問案件の説明前に12月の会議で保留した農地法5条の転用案件(安城市)の状況及び太陽光発電設備の設置に係る基準について県から説明があり、その後諮問案件の審議を行いました。

1月の諮問は、農地法第4条に基づく転用事案51件(平成25年1月29件)、29,639㎡(同15,352㎡)、同法5条に基づく転用事案307件(同288件)、247,165㎡(同239,516㎡)についてそれぞれ審議し、いずれも原案どおりで差し支えない旨承認されました。

農地台帳の公表等に関する要請を実施しました

全国農業委員会職員協議会は農地法の一部改正により農地台帳等を公表するにあたり適切でない項目などが含まれているため、農林水産省の奥原経営局長に対し、石田会長、副会長及び役員等で農地台帳の公表項目と公表方法に関する要請を1月20日に行いました。

要請内容は、市街化区域内農地、農地一筆ごとの賃借料情報、所有者等ごとの整理番号、利用意向調査その他の遊休農地の処置状況、賃借人の氏名、住所の非公表に加え、インターネットでは貸付・売渡意向のある農地のみ表示すること、また、窓口での公表方法については、公表請求者には申請理由や所属氏名、一筆の地番を特定した上での申請とし、情報提供にあたっては、農地一筆ごとに市町村条例に定める手数料を徴収することやインターネット上では非公表となっている所有者の氏名、住所のみを提供するなどとなっています。

要請に対し、「現場が動きやすい運用となるよう、全ての要請内容について慎重に検討する。」と回答がありました。

今般の施策の見直しに関する東海ブロック説明会が開催されました

1月9日に名古屋市中村区の「名古屋国際センター」において、東海農政局による農地中間機構の創設や経営所得安定対策などの施策見直しの説明会が開催されました。

説明会は農林水産省の森多可志東海農政局長、岡田憲和経営局審議官の挨拶後、大臣官房の大坪室長から攻めの農林水産業推進本部の活動状況を中心に、今般の施策の見直しについて説明がありました。

その後、具体的に農地中間管理機構の創設、経営所得安定対策の見直し、水田フル活用と米政策の見直し、日本型直接支払制度の創設等の説明が農林水産省の担当課長等から行われました。

納税猶予に関する打合せ会が開催されました

1月27日に名古屋市中区の「名古屋国税総合庁舎」において、名古屋国税局主催による納税猶予に関する打合せ会が開催されました。

名古屋国税局の野口課長は挨拶の中で、農業を取り巻く情勢が変る中で、21年の農地法改正に伴い、納税猶予制度でも一定の要件を満たすことで対象農地の貸し付けが可能となった。

本制度は、農業者のみに適用されている特例のため、適正な運用が求められており、農業委員会においては、適格者証明や利用状況の確認の際には農地の状況について現地確認等で確認いただくとともに、転用や権利の移動等が発生した場合の税務署への通知義務等、適切な実施をお願いしたい。

制度の適用者に3年に一度していただいている特例適用農地の状況確認等も、開始以来6巡目となり、かなり意識が高まってきているが、この制度は長期間に及ぶものであり、改正も頻繁に行われているため、制度に対する理解を深めていただくため会議や研修会の際には関係者への周知をよろしくお願いしたい。

打合せ事項として、納税猶予制度の概要、納税猶予の現状、納税猶予事案に係る不適切事例、特例適用農地が非農地となっている場合の取扱、合意事項の確認、国税局に対する要望等について、名古屋国税局資産税課の職員から説明がありました。

相続税納税猶予制度は、名古屋国税局管内(岐阜、静岡、愛知、三重の4県)で約18千件余(全国の約24%)が管理され、猶予税額も3,903億円に上っている。1件当たりの猶予税額は、約2,160万円となっています。

農業者年金の加入推進をお願いします

農業者の老後生活の安定のため、農業者年金の加入推進活動をお願いします。農業者年金の概要について説明した「担い手積立年金」の資料(カラー版)を添付しておりますので、ご活用ください。

農村輝きネット・あいち設立50周年記念大会が開催されました

農村輝きネット・あいちは、1月29日に蒲郡市の「蒲郡市民会館」で大村愛知県知事、下方東海農政局経営・支援部長、上野女性団体連盟会長、稲葉農村生活アドバイザー協会会長、近藤農業経営士協会会長等多くの来賓の出席をいただき、「心豊かな住みやすい町と村の明日をめざして」を大会テーマとして、「つなげよう 女性の知恵と技を！」をスローガンに「農村輝きネット・あいち設立50周年記念大会」及び「農とくらしの研究発表大会2014」を開催しました。

記念式典は、村松農村輝きネット・あいち会長の挨拶後、設立50周年記念大会表彰として、双葉会(尾張旭市)始め8グループの知事表彰及び森田和枝様始め17名の農村輝きネット・あいち会長表彰を行いました。また、農とくらし研究発表大会2014では、輝きネット・甚目寺(あま市)に知事賞、シデコブシグループ(田原市)に議会議長賞、前浜グループ(碧南市)に農業会議会長賞、にじ色クラブ(豊明市)に農村輝きネット・あいち会長賞の表彰を行いました。

農とくらしの研究発表大会2014では、知事賞を受賞した輝きネット・甚目寺の「郷土の文化を次世代に！」テーマとした食農教育や農業への理解促進の活動報告や「畝売り」活動を寸劇で発表しました。

発表後、兵庫県神戸市の有限会社ヘルシーママSUNの代表取締役西馬きむ子氏の「農業ビジネスに女性の知恵と技の風を吹かすのは、今でしょ！」の演題で記念講演が行われ、大会宣言を採択し閉会しました。

農の雇用事業(第3回)の事業が決定しました

農業法人等が就農希望者を新たに雇用し、就農に必要な技術、経営のノウハウ等を習得させるための実践的な研修に対し補助を行う、農の雇用事業の第3回募集の最終審査会が1月24日に開催され、全国で応募総数613経営体、760名の内、566経営体、684名が採択されました。本県は15経営体から15名の応募があり全員が採択されました。

今後、2月から研修が始まりますので関係機関のご理解、ご協力をよろしくお願い致します。

今後の主な行事予定

- 2月 6日 企業の農業参入に関する研修会(アイリス愛知)
- 2月14日 農業者年金記録管理システム活用方法等説明会(JAあいちビル)
- 2月18日 常任議員会議(白壁庁舎)
- 2月24日 農の雇用事業指導者養成研修会・事業説明研修会(中村区)
- 2月27日 稲作経営者会議 平成25年度経営対策研修会(アイリス愛知)
- 3月12日 農業会議賛助団体会議(白壁庁舎)
- 3月17日 農業会議支部長会議(白壁庁舎)
- 3月17日 常任議員会議(白壁庁舎)
- 3月27日 愛知県農業会議第2回総会(水産会館)

この国の農と食を伝えます。

全国農業新聞は農業者の
公的機関である
農業委員会系組織が発行する
週刊の農業総合専門紙です。

全国農業新聞
NATIONAL AGRICULTURAL NEWS

農業者の視点でお届けします

- ① 特徴のある週刊新聞 ……→ 解説に力点をおいたニュース報道と企画編集
- ② 時代に鋭く斬り込む ……→ 農政・農業・農村の動き、問題をタイムリーに
- ③ 経営に役立つ ……→ 経営者マインドと実務情報
- ④ 喜びや悩みを共感できる ……→ 読者の心に訴える
- ⑤ 深みと味がある ……→ 単なる情報で終わらない
- ⑥ 読みやすく親しみやすい ……→ 老若男女が楽しく読める

週刊 金曜日発行
月600円、年7,200円
(消費税込)

■購読の申込は市町村農業委員会へお気軽にご連絡ください。

■発行所
全国農業会議所
〒102-0084
千代田区二番町9-8
中央労働基準協会ビル
電話03-6910-1130
ホームページ
<http://www.nca.or.jp/shinbun>

農と食の未来を拓く

全国農業図書

全国農業図書は、農業委員会や農業者の皆様のための図書を刊行しています。

取扱図書

- ・ 農業委員会の制度、運営
- ・ 農地制度
- ・ 構造政策・地域活性化
- ・ 金融・税・簿記・経営全般・農業者年金
- ・ 担い手育成・農業法人・家族経営協定
- ・ 農政・国際問題

発行 **全国農業会議所 出版部**

〒102-0084 東京都千代田区二番町9-8
(中央労働基準協会ビル)
電話 03-6910-1131
<http://www.nca.or.jp/tosho/>

国が支える

安心が大きくなる

担い手積立年金

農業者年金の愛称

あなたの将来

いくら必要か

ご存知ですか？

65歳からのセカンドライフ
は意外に長い!

65歳の農業者の方の平均余命

男性 (87歳)

女性 (92歳)

平均余命 **22年**

平均余命 **27年**

※日本人の平均余命は男性84歳、女性89歳となっており、農業者年金加入者の平均余命の方が長くなっています。
※平均余命とはある年齢の人々が、その後何年生きられるかという期待値のこと。

国民年金だけでは足りません

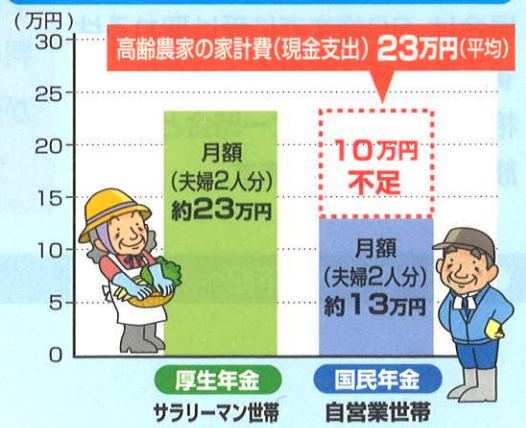
高齢農家世帯(世帯主が65歳以上の夫婦2人)の家計費は、現金支出で年額約286万円、月額約23万円が必要といわれています。農業者の皆さんが加入している国民年金の支給額は、40年加入で月額約6.5万円、夫婦あわせて月額(約13万円)で、**毎月約10万円不足**してしまいます。サラリーマンの場合は、国民年金(基礎年金)の上乗せ年金として、厚生年金があり、年額約277万円、月額約23万円と試算されています。

●農業者年金に加入すれば…農業者年金の支給(月額)の試算

加入年齢	納付期間	保険料月額2万円の場合		保険料月額3万円の場合	
		男性	女性	男性	女性
20歳	40年	6.3万円	5.4万円	9.5万円	8.1万円
30歳	30年	4.3万円	3.7万円	6.4万円	5.5万円
40歳	20年	2.6万円	2.2万円	3.9万円	3.3万円
50歳	10年	1.2万円	1.0万円	1.8万円	1.5万円

※この試算は、65歳までの運用利回りが2.07%、65歳以降の予定利率が1.15%となった場合の試算です。運用利回り2.07%は制度発足以降の11年度間の運用利回りの平均です。予定利率1.15%は、農林水産省告示(H25.4.1施行)により定められている率です。
※年金は年4回(2・5・8・11月)に支払われます。(年額)が2万円未満の場合は年1回(11月)に支払われます。

国民年金だけでみた老後の生活収支



●お問い合わせは

最寄りの市町村農業委員会・JAへ

(独)農業者年金基金…TEL03-3502-3942 (企画調整室)

愛知県農業会議…TEL052-953-5877

JA愛知中央会 ……TEL052-951-6944

農業者年金はメリットの大きい公的年金制度です

公的年金だから、
税制上の優遇措置が
あります

農業者年金の保険料は社会保険料控除として、所得から**全額**控除することができますので、その分課税所得が下がり、保険料の15%~30%程度の節税効果をもたらします。

●保険料支払いによる節税効果の試算

課税対象所得と税率		農業者年金の保険料の支払い額		
課税対象所得	税率	月額2万円 (年額24万円)の場合	月額5万円 (年額60万円)の場合	月額6.7万円 (年額80.4万円)の場合
195万円以下	15%	36,000円	90,000円	120,600円
195万円超 330万円以下	20%	48,000円	120,000円	160,800円
330万円超 695万円以下	30%	72,000円	180,000円	241,200円

※各欄の金額が節税効果で、保険料支払い後も適用される税率に変動がないものとして試算しています。



保険料は
自由に選択できます

保険料は、加入者自らが月額2万円から6万7千円まで、千円単位で自由に決められます。



農業に従事する人は
誰でも加入できます

農業者年金に加入できるのは、国民年金の第一号被保険者(保険料免除者除く)で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の人です。自分名義の農地を持っていない人や、農地所有者の配偶者や後継者でも、農業従事日数が年間60日以上あれば加入できます。

80歳までの保証が
付いた終身年金です

年金は終身年金、すなわち、受給者が亡くなるまで給付されます。仮に、80歳になる前に亡くなられた場合は、80歳までに受け取れるはずの農業者老齢年金の現在価値に相当する額を、死亡一時金として遺族の方が受け取れます。

意欲ある若い担い手は
保険料補助が受けられます

認定農業者や認定就農者など、一定の条件を満たす意欲ある担い手農業者には、月額2万円の保険料のうち国から最高1万円の補助が受けられます。

長期に安定した制度です

将来の年金受給に必要な原資をあらかじめ自分で積み立てる積立方式の「確定拠出型」ですので、将来の年金加入者数には影響されません。少子・高齢化等の影響は受けないということです。

●お問い合わせは下記へ

